

尼崎市監査公表第6号

財務・行政監査の結果報告に対する措置の公表について

地方自治法第199条第9項の規定により提出した監査の結果報告に対して、教育長から別紙のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により公表します。

令和6年8月7日

尼崎市監査委員	村	上	卓	史
同	藤	川	千	代
同	蛭	子	秀	一
同	綿	瀬	和	人

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 3 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	令和 6 年 7 月 3 1 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>生徒指導推進業務委託の履行確認について</u> 尼崎市内の教員等で構成される尼崎市生徒指導推進協議会（以下「受託者」という。）に生徒指導推進業務を委託している。 本業務の委託料は精算を伴うため、所管課はその使途を当然確認すべきである。しかしながら、受託者が研究費として別団体へ支出している 75 千円については支出目的等が不明瞭であるほか、その使途等も確認していないなど、精算のための履行確認が不十分であった。 （いじめ防止生徒指導担当） <措置を求める事項> 所管課は受託者が他の団体へ支出した研究費の使途について確認していないなど履行確認が不十分で、一部の団体においては研究費で剰余が発生していたが市へ戻入されていなかった。また、研究費の支出目的等が不明瞭で、受託者を介した迂回助成とも捉えられる不適切な状況となっていた。 改めて委託する業務内容及び経費を精査し、実施手法の変更なども含め二度と同様の問題が生じないように対策を講じるとともに、委託者として適正な業務管理を行うこと。	
5 措 置 の 内 容 令和 4 年度に返還を受けるべきであった 6,086 円は、尼崎市生徒指導推進協議会（以下「受託者」という。）と協議を行い 5 年度中に受領済みであるほか、5 年度の各研究費の使途については委託料の精算時に、4 年度と同様に研究冊子製本費等に活用していること、余剰金等は生じていないことを確認した。 令和 6 年度からは受託者が委託料を財源に支出目的等が不明瞭な研究費として各団体に交付をすることは行わず、受託者が当該委託事業において直接執行する経費（講師謝金等）のみに委託料を活用するよう改めるよう受託者と協議を行い、当該協議に基づく実施計画書等をもって委託契約を締結した。	

<記載要領>

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措 置 通 知 日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）

措 置 通 知 表【財務・行政監査】

1 措 置 を 講 じ た 局	教育委員会事務局
2 監 査 結 果 報 告 日	令和 6 年 3 月 2 2 日
3 措 置 通 知 日	令和 6 年 7 月 3 1 日
4 監 査 結 果 の 内 容（*監査事務局で記載する。） <u>課外クラブ活動振興事業補助金の要綱と異なる交付等について</u> 課外クラブ活動振興事業補助金において、所管課は令和 4 年度の 20 団体全ての実施報告書についていずれも適正であるとしていたが、合宿費における補助金の交付上限額を超過した運用や卒業記念品への補助金交付といった不適正、不適切な支出があった。 さらに、購入品の用途等が不明瞭な領収書等や学校以外への購入品の配送（納品）といった不適切な事務処理も行われており、透明性を欠く補助制度の運用となっていた。特に指導者用の消耗品等の購入においては、補助金の交付対象が客観的に見て裁量の逸脱、濫用とならないように、課外クラブ活動の円滑な運営と振興を図るという補助金の交付目的に合致していることに留意しなければならない。 （保健体育課） ＜措置を求める事項＞ 課外クラブ活動振興委員会に対する補助金の交付において多くの問題が生じていたが、その原因は要綱と実態に齟齬が生じた際に要綱の改定を行うことなく違反した状態を漫然と放置し続けるなど交付目的や要綱に則った事務処理についての意識の低さにあると考える。 今回検出された問題について然るべき対応を行うことは当然として、長期にわたって続いてきた前例踏襲の意識を改め課外クラブの新たなニーズなどの実情に合わせて要綱を見直すとともに、同様の問題が生じないよう学校を含め意識改革に取り組むこと。	
5 措 置 の 内 容	令和 6 年度からは合宿費（1 泊あたり 1,800 円の上限を廃止）を宿泊費に名称変更し、クラブ活動費に交通費を加えるなどの実態にあった内容となるよう要綱を改定済みであるほか、卒業記念品は補助対象外であることも要綱に明記し、これらを合わせて令和 6 年度事業説明会で各教頭、課外クラブ説明会で事務担当者に対し説明を実施済みである。 また、購入品の用途等が不明瞭な領収書等や学校以外への購入品の配送（納品）といった不適切な事務処理が行われないよう、上記の各説明会資料に「購入目的（誰が使用するのかなど）」を記載すること」「配送先は学校とすること」なども明記し、卒業記念品等と同様に注意喚起を行うとともに、令和 5 年度の実績報告時においても内容を確認し、例えば顧問が使用するウェア等は実施報告書の摘要欄に「指導者用〇〇代」と記載するなどの対応を行った。

様式 5－1

＜記載要領＞

- ・ 監査結果報告日：監査の結果を市長に提出した日（事務局が記載する。）
- ・ 措置通知日：局が監査委員に措置の通知をした日（局が記載する。）